

請願第 4号

令和元年10月 4日

川崎市議会議長 山崎直史様

幸区在住者

ほか 465名

所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることにする請願

請願の要旨

所得税法第56条を廃止するように、国に意見書を上げてください。

請願の理由

世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認めています。

国連女性差別撤廃委員会は「所得税法第56条が女性の経済的自立を妨げている」と所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。

白色申告事業主はこの税法により、配偶者は年86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるのみで、実際に働いていても税法によって給料を認められていません。所得税法第56条の廃止は、中小零細業者の人権が保障され、家族従業者の社会的地位向上につながるものです。

「所得税法第56条廃止を求める意見書」は現在516を超える自治体で採択されています。国会でも財務大臣が「丁寧に検討していく」と答弁しました。

政令指定都市である本市から、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げていただきたく、請願するものです。

紹介議員

勝 又 光 江
三 宅 隆 介